

28川財契第4324号
平成28年 9月15日

平成28年度10月以降及び平成29年度特定業務委託契約の
作業報酬下限額について

日頃から、本市公共事業に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年9月2日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、平成28年度10月以降及び平成29年度の作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第2号に掲げる特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、作業報酬審議会から川崎市に答申されました。

例年であれば年度途中で作業報酬下限額を改定することは行っておりませんが、平成28年10月に神奈川県地域別最低賃金が930円となることが神奈川労働局で決定され、川崎市の平成28年度作業報酬下限額の928円を上回るようになりました。この事態を受けて、平成28年度10月以降の作業報酬下限額についても審議が行われ、答申がなされております。

本市では答申を踏まえ、平成28年度10月以降及び平成29年度特定業務委託契約の作業報酬下限額を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますので御覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 平成28年度10月以降の特定業務委託契約の作業報酬下限額

(1) 平成28年度の特定業務委託契約のうち次に該当するもの

ア 平成28年9月30日以前に契約したもの

イ 平成28年9月30日以前に公告その他の申込みの誘引を行った
又は行うもの

930円（時給額）

- (2) 平成28年10月以降に公告その他の申込みの誘引を行い、平成29年3月31日までに契約を行う特定業務委託契約

935円（時給額）

【参考】平成28年度10月以降の特定業務委託契約の作業報酬下限額

契約年度	処理段階	下限額	
		H28.4.1～H28.9.30	H28.10.1～H29.3.31
平成28年度	ア 9/30以前に契約した案件 イ 9/30以前に公告その他の申込みの誘引(※)を行う又は行った案件	928円	930円
	10/1以降に公告その他の申込みの誘引を行うもの		935円

※ 申込みの誘引…公告、指名通知、見積依頼

- 2 平成29年度特定業務委託契約の作業報酬下限額
(平成29年4月1日以降に契約を締結する契約等)

964円（時給額）

- 3 作業報酬下限額の対象となる契約
 予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備及び駐車場管理、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力、給食調理業務）及び指定管理業務【特定業務委託契約】

契約課調整係 担当
 電話 044 - 200 - 3695